

# 戦略的産地振興支援事業実施要綱

平成18年4月3日付け17農振第1940号  
最終改正 平成21年5月29日付け21農振第516号

各 地 方 農 政 局 長  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
北 海 道 知 事 殿  
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長  
北 海 道 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長

農林水産事務次官

## 第1 趣 旨

「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）において、農業者や地域の創意工夫を活かした「攻め」の農業への取組を後押しするため、我が国の高品質な農産物の輸出促進など経営発展に向けた多様な取組を促進することとされている。

既に、畑地農業においては、地域の特性に応じた特色ある産地づくりが展開されている。また、新たな農産物及び畜産物（以下「農産物等」という。）の導入や高品質な農産物等の生産を可能とする基盤整備を契機として、農産物等の輸出を行うなどの農業者や関係団体等による意欲ある取組や実需者（当該地区で生産される農畜産物の安定的な確保を目的として、契約や出資等により当該地区の生産者と取引関係を構築する者又は農業生産へ直接参入する者のことをいう。以下同じ。）と連携した国産農産物等の供給を行う取組が見られるなど、多様な主体が参画した戦略的な農業の振興が期待されている。一方で、産地立ち上げの初期段階には、農家が新規作物の導入や新たな営農体系への転換に伴う経営リスクに直面するなどの課題もあり、このような段階において集中的な支援を行うことが、新たな産地づくりには効果的である。

このため、担い手の育成・確保手法、担い手を中心とした産地の体質強化等の営農ビジョンにより農業の振興の方向性が明らかにされている地域や実需者と連携・協力して農業の振興に取り組むことが明らかになっている地域において、既存の生産基盤のストックの有効活用・高度利用に併せて、営農面や産地の体質強化に向けた取組を支援する。また、産地育成を支援する段階的な畑地かんがいシステムの導入の検討、検討結果を踏まえた簡易な給水施設の設計、新たな営農体系を踏まえた水利使用の精査など基礎的な支援を行う。更に、大規模産地の創出が期待される地域を対象に、モデル事業として流通や販売面などを含めた経営実証の実施、産地づくりに向けた効果的な取組を支援し、もって戦略的な農業の振興に資するものとする。

## 第2 事業の内容等

### 1 事業内容

本事業の事業内容は、次のとおりとする。

#### (1) 産地の高度化のための支援

- ア 低コストな畑地かんがいシステムの設計
- イ EUREPGAP等国際標準を満たす土壌管理等の指導
- ウ 新たな施工技術の実用化の促進

- エ 土壌・水分条件等に関する事前診断の実施
  - オ 導入作物に応じた整備仕様やかん水方法等の設定
  - カ 未利用地等に係る詳細調査、土地利用調整及び中長期的な農地の利活用計画の策定
  - キ 未利用地等を編入した周辺区域の整備構想の策定に必要な支援
  - ク 国営土地改良事業等実施地区の産地化支援、経営実証圃（営農、流通等の農業経営の実証を行うためにかんがい施設等を整備した圃場をいう。）における経営実証の実施のための支援
  - ケ その他産地の高度化のために必要な検討、設計及び技術的支援
  - コ アからケまでの支援を効率的かつ円滑に実施するための調査、啓発、普及及び技術指導
- (2) 産地育成のための基礎的な支援
- ア 段階的畑地かんがいシステムの導入の検討及び検討結果を踏まえた施設の設計
  - イ 新たな営農体系を踏まえた水利権の変更更新に必要な技術的支援
  - ウ その他産地育成のために必要な検討、設計及び技術的支援（農地、水、土地改良施設等農業生産基盤に関するものに限る。）
  - エ アからウまでの支援を効率的かつ円滑に実施するための調査、啓発、普及及び技術指導
- (3) 実需者と連携するための支援
- 実需者と連携して国産農産物等を供給する可能性を持つ地区に対する調査及び情報提供

## 2 事業実施主体

- (1) 1の(1)のアからケまで及び(2)のアからウまでの事業実施主体は、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「都道府県土連」という。）とする。
- (2) 1の(1)のコ及び(2)のエの事業実施主体は、全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という。）とする。
- (3) 1の(3)の事業実施主体は、以下のいずれかとする（以下「公募団体」という。）。
  - ア 農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から事業実施主体として選定された団体
  - イ 地方農政局長が別に定める公募要領により応募した者の中から事業実施主体として選定された団体

## 第3 事業の採択基準

- 1 第2の1の(1)及び(2)を実施するに当たっては、担い手の育成・確保手法、担い手を中心とした産地の体質強化の道筋、実需者との連携のための取組等が明らかにされている次に掲げるいずれかの計画等が策定されていること。
  - (1) 市町村、農業協同組合又は農業者等の組織する団体等が、果樹、野菜等の品目を定めて策定する産地の育成強化のための計画
  - (2) 農村振興局長が別に定めるところにより作成する戦略的産地振興計画
  - (3) 地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第 部の第5に基づき作成するビジョンをいう。）
- 2 第2の1の(1)のアからケまでを実施するに当たっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通

知)別表の事業名欄の農地等補完保全整備のうち、農村振興局長が別に定める事業を実施中又は今後実施を予定している地区に対するものであること。ただし、実需者との連携のための取組の計画が明らかになっている場合においては、土地改良事業を実施中又は今後実施を予定している地区に対するものも認めることとする。

- 3 第2の1の(1)のクを実施するに当たっては、国営土地改良事業の受益地内であって、モデル事業として産地化に向けた効果的な取組みを実施しうる地域であることとする。ただし、事業の目的に耕作放棄地の活用を含む場合にあつては、都道府県営又は団体営の土地改良事業実施地区についても対象とすることができるものとする。

#### 第4 事業計画の策定

都道府県土連が、第2の1の(1)のアからケまで及び(2)のアからウまでの事業を実施しようとする場合には、農村振興局長が別に定めるところにより事業計画書を作成するものとする。

#### 第5 事業の申請等

- 1 都道府県土連の会長は、第2の1の(1)のアからケまで及び(2)のアからウまでの事業を実施しようとする場合には、あらかじめ都道府県の意見を聴き、事業計画書等を添付した事業採択申請書を当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに地方農政局長等(北海道土地改良事業団体連合会にあつては農村振興局長、沖縄県土地改良事業団体連合会にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県の土地改良事業団体連合会にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。
- 2 全土連の会長は、第2の1の(1)のコ及び(2)のエの事業を実施しようとする場合には、事業採択申請書を当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに農村振興局長に提出するものとする。
- 3 本事業の採択期間は、平成18年度から平成23年度までの6年間とする。ただし、第2の1の(1)のクを事業内容として含む場合は、平成21年度限りとする。

#### 第6 事業の採択

地方農政局長等又は農村振興局長は、第5の規定に基づく申請を審査の上、当該事業を実施することが適当であると認めるときは、当該事業の実施を決定し、申請をした都道府県土連の会長又は全土連の会長に事業採択通知書を交付するものとする。

#### 第7 助成

国は、予算の範囲内で、本事業に関連して必要となる経費につき、別に定めるところにより、事業実施主体に助成する。

#### 第8 指導推進

都道府県知事は、本事業のうち都道府県土連が事業実施主体となった事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、都道府県土連に対し、必要な指導・調整を図るものとする。

#### 第9 報告

- 1 都道府県土連の会長は、毎年度、第2の1の(1)のアからケまで及び(2)のアからウ

までの事業の実施結果を地方農政局長等が定める期日までに地方農政局長に報告するものとする。

2 全土連の会長は、毎年度、第2の1の(1)のロ及び(2)のエの事業の実施結果を翌年度の4月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

3 公募団体の長は、毎年度、第2の1の(3)の事業の実施結果を翌年度の4月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

#### 第10 委 任

事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

#### 第11 経過措置

1 平成18年度における事業採択申請書等の提出期限は、第5の1及び2の規定にかかわらず、平成18年10月末日とする。

2 平成20年度における事業採択申請書等の提出期限は、第5の1及び2の規定にかかわらず、平成20年10月末日とする。

3 平成21年度における事業採択申請書等の提出期限は、第5の1及び2の規定にかかわらず、平成21年10月末日とする。